

7交建工第1770号  
令和8年1月28日

日暮里・舎人ライナーにおける  
「安全作業責任者」資格・認定要領  
(第3回改訂)

令和8年1月

東京都交通局 建設工務部

## 目 次

### 第1章 総 則

第1条 (目的) ······	P 1
第2条 (適用範囲) ······	P 1
第3条 (職務内容) ······	P 1
第4条 (対象外作業) ······	P 1
第5条 (現場代理人等との兼務) ······	P 2

### 第2章 認 定

第6条 (認定手続) ······	P 2
第7条 (申請資格) ······	P 2
第8条 (申請手続き) ······	P 2
第9条 (認定及び認定証の交付) ······	P 2
第10条 (認定の有効期限) ······	P 2
第11条 (認定の取消し等) ······	P 2
第12条 (認定の継続等) ······	P 3

### 第3章 講習及び理解度の確認

第13条 (講習内容) ······	P 3
第14条 (理解度の確認) ······	P 3

### 第4章 認定に係る事務等

第15条 (事務の取扱い) ······	P 3
第16条 (細則の委任) ······	P 4

- ・「認定申込申請書」(様式1号)
- ・「通知書」 (様式2号)
- ・「認定証」 (様式3号)

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要領は、日暮里・舎人ライナー（以下「ライナー」という）に係る委託、工事等（以下「工事等」という。）において、受注者等が安全かつ適正に業務を執行するため、「安全作業責任者」を配置するものとし、その職務と資格認定等について必要な事項を定めるものである。

なお、別に実施細目を定める。

### (適用範囲)

第2条 安全作業責任者の職務内容・資格条件・手続き等については、実施細目に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (職務内容)

第3条 安全作業責任者は、当局職員に代わり次の職務を行う。

#### (1) 工事等の調整及び連絡

- ① 業務通報の事前確認
- ② トロリー作業運行表の記入
- ③ 他作業との連絡調整（当夜作業打合せ）
- ④ 作業開始・終了報告

#### (2) 線路・駅・基地の入出管理

- ① 妻ドアの開閉及び線路内立ち入り許可の確認
- ② 駅シャッターの開閉
- ③ 駅務室、電気室、信号通信機器室等の入退室及び管理者への連絡

#### (3) 安全確認

- ① き電停止確認
- ② 作業中及び作業後の現場安全確認
- ③ 駅構内作業における旅客の安全確認

#### (4) 列車等の警戒

- ① 営業中の列車警戒
- ② 終車後の保守用車警戒

#### (5) 緊急時の対応

#### (6) その他施設区または監督員が指示する業務

安全作業責任者のなかで、上記の作業のうち線路内作業（(2) ①、(3) ①、(4)）を除く作業で当局職員に代わりに職務を行う者を駅構内作業限定の安全作業責任者（以後「安全作業責任者（駅構内限定）」という）とする。

安全作業責任者（駅構内限定）については、いかなる理由においても軌道内に立ち入ることはできない。

(対象外作業)

第4条 次の作業は安全作業責任者の対象外作業とし、当局職員が必ず立ち会う。

- (1) 線路閉鎖作業のうち、案内軌条、可動案内板及び固定案内板を外しての作業等（案内軌条、可動案内板及び固定案内板の交換作業含む）
- (2) 線路閉鎖作業のうち、走行路の全面打ち替え作業
- (3) その他、施設区長が当局職員の立会が必要と判断した作業

(現場代理人等との兼務)

第5条 安全作業責任者は、現場代理人または作業責任者と兼務することができる。

## 第2章 認 定

(認定手続)

第6条 安全作業責任者の認定は、認定申請に基づき、建設工務部長が講習及び理解度確認試験を行ない、総合的に判定し認定する。

(申請資格)

第7条 安全作業責任者の申請資格は、職務遂行に支障のない身体・能力を有し、次の（1）から（3）のいずれかに該当すること。

- (1) 鉄道または新交通システムの軌道工事に3年以上従事した経験（うち1年以上の軌道保守工事経験）のある者
- (2) 交通局退職者が申請する場合は、（1）に係らず保線管理所に3年以上在籍した者
- (3) その他、特に建設工務部長が認めた者

(申請手続き)

第8条 安全作業責任者の認定を受けようとする者は、「認定申込申請書」（様式1号）に必要な書類を添付し、建設工務部長に提出しなければならない。

(認定及び認定証の交付)

第9条 申請書類の精査後、所定の講習及び理解度の確認等の結果、適正と認められた者については、「通知書」（様式2号）及び「認定証」（様式3号）を交付する。

(認定の有効期限)

第10条 認定証の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 交付の日または継続の日から2年を経過した日の翌日以降における最初の年

度末までとする。

- (2) 工事等が有効期間を超えて継続するときは、工事等完了までとする。
- (3) 有効期限が経過した場合は、認定証は速やかに返納しなければならない。

(認定の取消し等)

第11条 建設工務部長は、安全作業責任者が立会業務において列車の安全運行に支障をきたす等、不適切な行為があったとき若しくは職務遂行に支障を来すときは、認定を取消すことができる。

- 2 取消しを受けた者は、その日から2年間は安全作業責任者の申請はできない。
- 3 取消しを受けた者は、速やかに認定証を返納しなければならない。

(認定の継続等)

第12条 認定の継続を希望する者は、認定の有効期限が終了する前に継続手続きを行わなければならない。

- 2 認定の有効期限が切れた場合は、継続申請を行うことはできない。
- 3 安全作業責任者は、認定証を紛失、毀損等した場合は、その理由を明らかにし速やかに再交付手続きを行わなければならない。

### 第3章 講習及び理解度の確認

(講習内容)

第13条 安全作業責任者を新規に認定する場合の講習内容は、次のとおりとする。

なお、安全作業責任者の継続認定及び安全作業責任者（駅構内限定）の認定の場合は一部を省略する。

- (1) 線路施設概要（線路・車庫施設）
- (2) 電気施設概要
- (3) 東京都日暮里・舎人ライナー線路内立入り要領
- (4) 東京都日暮里・舎人ライナー緊急時対応マニュアル
- (5) 関係規程、基準類（運転取扱心得、土木施設整備マニュアル等）
- (6) 立会業務における事故防止（事故事例、ヒヤリハット等）
- (7) 立会業務（手続き、連絡、確認方法）
- (8) 立会業務（昼間実地）
- (9) 立会実務（夜間実地）

また、安全作業責任者（駅構内限定）から通常の安全作業責任者に変更する場合は、新規扱いとして講習を受講する

(理解度の確認)

第14条 新規及び継続講習内容の理解度は、各講習終了後に試験を実施し確認する。

- 2 試験中、不正が発覚した場合は、新規及び継続認定を認めず、以後、新規及び継続申請することができない。

## 第4章 認定に係る事務等

### (事務の取扱い)

第15条 新規、継続講習及び理解度の確認（試験）を含む安全作業責任者の認定に係る事務は、志村保線管理所において処理するものとする。

- 2 志村保線管理所長は、安全作業責任者の認定に係る申請者の情報保護に努めるものとする。
- 3 認定事務に従事する当局職員は、申請者の情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

### (細則の委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、安全作業責任者の認定に関する事項については、志村保線管理所長が定めることができる。

### 付 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

なお、これに伴い、平成20年7月1日付、20交建工第411号、日暮里・舍人ライナー軌道検査委託における「検査管理責任者」資格・認定要領は廃止する。

### 付 則（平成26年4月1日 26交建工第5号）

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

### 付 則（令和2年9月1日 2交建工第587号）

- 1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

### 付 則（令和8年1月28日 7交建工第1770号）

- 1 この要領は、令和8年1月28日から施行する。

以 上